

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成18年7月11日(木)に開催された第6回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成18年7月11日(木) 午後1時30分～午後4時

2 場 所 静岡地方裁判所浜松支部会議室

3 出席者

(委員)

大坪 檀, 佐藤エイ子, 塩沢忠和, 志田 洋, 谷川 治, 白岩 俊, 堀田尚志,
望月 浩, 吉戒修一, 渡邊高秀(敬称略)

4 議 事

■ 静岡地方裁判所浜松支部庁舎見学

■ 裁判員制度広報についての報告

ア 前回委員会以降に実施した主な広報活動の紹介

イ 6月6日浜松支部で実施した「法曹三者による裁判員制度模擬裁判見学会」
の結果報告

■ 7月3日, 4日静岡地方裁判所で実施した裁判員模擬裁判に裁判員役として
参加した委員による感想発表

■ 地方裁判所委員による意見交換会

要旨は, 別紙のとおり

■ 次回委員会の開催について(吉戒委員長)

平成18年11月又は12月ころ, 静岡地方裁判所において開催したい。議
題は, 現時点では未定なので, 追って, 日程とともに決めることとしたい。

なお, 各委員において取り上げて欲しい議題等があれば, 事務局まで連絡い

ただきたい。

- 閉会后，報道記者レクチャー（吉戒委員長）

(別紙)

意見交換の要旨

○ 浜松支部庁舎を見学しての感想等

□ 初めて訪れた者の視点に立つと、調停室の場所が分かりにくい。例えば、1階の守衛さんに「調停は、4階ですよ。」と案内され、エレベーターの4階で降りたとすると、降りたすぐの所に案内板がないので、そこで右往左往してしまう。

それから、調停室のテーブルだが、当事者双方から相手方の手元が見えてしまう広さなので、メモなどがとりにくい不便さを感じた。

□ あまりに綺麗なので、びっくりした。また、各部屋に絵が掛けられているのもいいことだと思った。随所に癒し系のものが入り入れられており、白一色でなく、なごませる色彩感覚でよい。

□ トイレも、身障者の方にも配慮した設備が施され、一言で言えば、あそこまで気を遣うのかと感心した。

□ 全体として心を落ち着かせる雰囲気がある。間接照明を使用し、殺気立っていない柔らかさがある。適度にメンテナンスをしていただきたい。

□ まず、外観がよい。一目見たとき裁判所という感じがしなかった。ただ、構造上のことで懸念があった。それは、これから始まる裁判員制度に関わることだが、裁判が終わった後、裁判員の方々をどのように庁舎から外に移動させるのか、という点である。裁判員の方々を十分保護できないとなると、裁判員制度の根幹に関わってくる問題だからである。

□ 裁判員のプライバシーを守るための設備については、現在準備中である。

□ 建物の雰囲気が明るいということは悪いことではないが、裁判所にはある種威厳が求められているので、あまり明るすぎてもいかがかなと思う。厳かさも必要ではないだろうか。

- 大体、利用者が一番最初に揉める所は、駐車場である。駐車場の確保は大事なことである。

調停室が足らず、期日が入らなかった旧庁舎に比べ、調停室が増えたことは有り難いが、逆に狭くなり圧迫感がある。ただ、自分の後方のスペースがなくなっても、テーブルは大きい方がよい。

先日の浜松地区の法曹協議会も今いるこの会議室で行われたが、やはり狭く感じた。法曹三者の中心は、やはり裁判所であるわけで、裁判所に皆が集まって一堂に会する部屋として手狭である。

以上の点も含めて、庁舎改築などのときは、当初から市民や弁護士の声を聞いていただいて、新庁舎に反映すべきである。

- 双方向から光を取り入れる構造にすべきである。昼間から電気をつけなければ仕事ができないというのはおかしい。もっと、コスト意識を持っていただきたい。

- 本庁新庁舎のコンセプト・外観デザイン・設備等について

～吉戒委員長が静岡地裁本庁の改築計画について説明した後、奈良地裁の新庁舎の写真を示し、コンセプトが「風と緑と」であることを紹介した上で各委員に意見を求めた～

- 先日出席した静岡市の環境政策に関するシンポジウムでのことだが、静岡市では、環境基本計画の重点政策として「清流のみやこ」プロジェクトを立ち上げているとのことであった。これは、静岡市は水が素晴らしい所であり、将来的に「清流」を市の象徴、シンボリックなものにしたいとの計画のようだが、新庁舎のコンセプトとしてもいいのではないか。また、お茶の持つ「緑」というイメージを取り入れてもいいのではないか。

- 本庁からだ富士山が見えるので、庁舎内に、一般市民が富士山を眺められる空間を設けるとか、全ての部屋から富士山が見えるようにしてはどうか。

- 壁にはソーラーパネルを使用してほしい。

- デザインは、シンプルなのが一番飽きが来ない。あまり凝ったデザインにするとデザインに負けてしまうし、メンテナンスも大変である。奈良地裁の場合、窓拭きはどうするのかと思ってしまった。また、確かにソーラーパネルは良いと思うが、メンテナンスだけは問題がある。
- 明るさを求めればガラスを多く使用することになるだろうが、それでは強度に不安が残る。
- 今の本庁舎は、階高（かいこう）が高く使い勝手が悪い。また、廊下は、幅は広いが、そんなに必要なのかという印象だ。
- 先ほど述べたことと関連するが、情緒的かもしれないが、やはり重厚さが欲しい。実際に刑事事件が行われる場所であるからだ。
- 民事事件の場合、裁判所を一つのツールとして企業や一般の方がどんどん使い込んでいく場所とみなせば、明るく開放的な方がよい。
- そうであるならば、民事で使う所と刑事で使う所とで色彩を変えてもよい。
- 浜松支部では、民事と刑事で色調を変えている。
- 裁判所は、法の番人であり、権威である。その建物で行われることがまさにジャスティスであるのだから、威厳を備えるべきだ。それとフレンドリーであることは矛盾しない。公正公平であることを表す品格が必要だ。
- 待合室は、申立人と相手方用の2つ用意すべきであり、調停室等に入れ替わるとき、当事者双方が廊下ですれ違うようなことが起こらないよう配置していただきたい。

それから、繰り返しになるが、調停室等は、広くしていただきたい。すぐ目の前に裁判官がいてはやりにくい。

- 民事事件は、今では弁論準備手続が隆盛なので弁論準備手続室を充実させていただきたい。

また、冒頭で申し上げたが、部屋までの案内板を整備していただきたい。部屋の前まで来れば、開廷表が掲示されているが、なかなかそこまでたどり

着けないのが現状である。

- 直接庁舎のことではないが，裁判所までの交通アクセスがよく分からないので，利用者に対して案内するときは配慮していただきたい。
- 本庁新庁舎については，さらに意見交換の機会を設けたいので，御意見・御提案があれば，次の委員会までの間にお寄せいただきたい。